

令和8年3月10日

## 宇部市議会産業建設委員会会議録

宇 部 市 議 会



# 宇 部 市 議 会 産 業 建 設 委 員 会 会 議 録

**1 日 時** 令和8年3月10日（火）  
午前9時57分から午後1時25分まで

**2 場 所** 第2委員会室

## **3 事 件**

- (1) 議案第47号 市有地売却の件（宇部臨空頭脳パーク用地）
- (2) 議案第31号 宇部市中央卸売市場業務条例及び宇部市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定の件
- (3) 議案第30号 宇部市火入れに関する条例中一部改正の件
- (4) 報 告 宇部市農林水産業振興計画推進委員会の開催状況について
- (5) 報 告 宇部市成長産業推進協議会の取組について
- (6) 議案第34号 宇部市都市公園条例中一部改正の件
- (7) 議案第33号 宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設条例中一部改正の件
- (8) 議案第41号 常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業施設整備変更契約締結の件
- (9) 議案第42号 宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設に係る指定管理者の指定の変更の件
- (10) 報 告 宇部市常盤通りウオーカブル推進協議会の開催状況について
- (11) 報 告 宇部市公共交通協議会の開催状況について
- (12) 報 告 第3次宇部市空家等対策計画（案）について
- (13) 議案第32号 宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例中一部改正の件
- (14) 報 告 宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画（案）について
- (15) 議案第35号 宇部市道路占用料徴収条例中一部改正の件
- (16) 議案第37号 宇部市下水道条例中一部改正の件
- (17) 議案第36号 地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

## **4 出席委員（9名）**

|       |           |      |           |
|-------|-----------|------|-----------|
| 委 員 長 | 志 賀 光 法 君 | 副委員長 | 甲 谷 理 温 君 |
| 委 員   | 芥 川 貴久爾 君 | 委 員  | 荒 川 憲 幸 君 |
| 委 員   | 岩 村 誠 君   | 委 員  | 河 崎 運 君   |
| 委 員   | 真 宅 宣 昭 君 | 委 員  | 山 下 則 芳 君 |
| 委 員   | 吉 松 剛 君   |      |           |

**5 欠席委員（０名）**

**6 その他の出席者（１名）**

議長 山下 節子 君

**7 説明のため出席した者**

（１）議案第４７号 市有地売却の件（宇部臨空頭脳パーク用地）

産業経済部

|   |   |            |      |          |   |       |
|---|---|------------|------|----------|---|-------|
| 部 | 長 | 林          | 孝之君  | 次        | 長 | 村岡和弘君 |
| 次 | 長 | 久村和行君      |      | 企業立地推進課長 |   | 浜野直人君 |
|   |   | 企業立地推進課副課長 | 田戸亨君 |          |   |       |

（２）議案第３１号 宇部市中央卸売市場業務条例及び宇部市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定の件

産業経済部

|   |   |        |       |       |   |       |
|---|---|--------|-------|-------|---|-------|
| 部 | 長 | 林      | 孝之君   | 次     | 長 | 村岡和弘君 |
| 次 | 長 | 久村和行君  |       | 卸売市場長 |   | 石原貴裕君 |
|   |   | 卸売副市場長 | 近藤孝男君 |       |   |       |

（３）議案第３０号 宇部市火入れに関する条例中一部改正の件

産業経済部

|   |   |          |       |        |   |       |
|---|---|----------|-------|--------|---|-------|
| 部 | 長 | 林        | 孝之君   | 次      | 長 | 村岡和弘君 |
| 次 | 長 | 久村和行君    |       | 農林整備課長 |   | 元井繁樹君 |
|   |   | 農林整備課副課長 | 大道浩史君 |        |   |       |

（４）報告 宇部市農林水産業振興計画推進委員会の開催状況について

産業経済部

|   |   |          |       |        |   |        |
|---|---|----------|-------|--------|---|--------|
| 部 | 長 | 林        | 孝之君   | 次      | 長 | 村岡和弘君  |
| 次 | 長 | 久村和行君    |       | 農業振興課長 |   | 岡本賢一郎君 |
|   |   | 農業振興課副課長 | 江本賢二君 | 農林整備課長 |   | 元井繁樹君  |
|   |   | 農林整備課副課長 | 大道浩史君 | 水産振興課長 |   | 谷信幸君   |
|   |   | 水産振興課副課長 | 池森圭治君 |        |   |        |

（５）報告 宇部市成長産業推進協議会の取組について

産業経済部

|   |   |            |       |          |   |       |
|---|---|------------|-------|----------|---|-------|
| 部 | 長 | 林          | 孝之君   | 次        | 長 | 村岡和弘君 |
| 次 | 長 | 久村和行君      |       | 成長産業創出課長 |   | 中角直人君 |
|   |   | 成長産業創出課副課長 | 川本満隆君 |          |   |       |

（６）議案第３４号 宇部市都市公園条例中一部改正の件

都市政策部

|          |   |           |          |   |           |
|----------|---|-----------|----------|---|-----------|
| 部        | 長 | 磯 中 克 文 君 | 次        | 長 | 渡 辺 一 正 君 |
| 公園緑地課長   |   | 青 山 剛 君   | 公園緑地課副課長 |   | 河 村 芳 紀 君 |
| 公園緑地課副課長 |   | 大 島 隆 史 君 |          |   |           |

観光スポーツ文化部

|             |   |           |             |   |           |
|-------------|---|-----------|-------------|---|-----------|
| 部           | 長 | 青 山 佳 代 君 | 次           | 長 | 森 本 哲 也 君 |
| 次           | 長 | 白 井 幸 雄 君 | ときわ公園企画課長   |   | 山 田 将 司 君 |
| ときわ公園企画課副課長 |   | 上 原 貴 文 君 | ときわ公園企画課副課長 |   | 酒 井 恵 一 君 |
| ときわ公園整備課長   |   | 金 子 豊 君   | ときわ公園整備課副課長 |   | 岡 本 隆 志 君 |

市民環境部

|        |  |           |          |  |         |
|--------|--|-----------|----------|--|---------|
| 環境政策課長 |  | 田 辺 義 和 君 | 環境政策課副課長 |  | 西 岡 茂 君 |
|--------|--|-----------|----------|--|---------|

- (7) 議案第33号 宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設条例中一部改正の件
- (8) 議案第41号 常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業施設整備変更契約締結の件
- (9) 議案第42号 宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設に係る指定管理者の指定の変更の件

都市政策部

|              |   |           |                |   |           |
|--------------|---|-----------|----------------|---|-----------|
| 部            | 長 | 磯 中 克 文 君 | 次              | 長 | 渡 辺 一 正 君 |
| 中心市街地活性化推進課長 |   | 上 田 靖 之 君 | 中心市街地活性化推進課副課長 |   | 安 部 達 也 君 |

こども未来部

|         |  |           |           |  |           |
|---------|--|-----------|-----------|--|-----------|
| こども政策課長 |  | 西 中 和 豊 君 | こども政策課副課長 |  | 水 津 弘 幸 君 |
| こども支援課長 |  | 盛 重 利 恵 君 | こども支援課副課長 |  | 綿 谷 和 久 君 |

- (10) 報 告 宇部市常盤通りウォークブル推進協議会の開催状況について

都市政策部

|              |   |           |                |   |           |
|--------------|---|-----------|----------------|---|-----------|
| 部            | 長 | 磯 中 克 文 君 | 次              | 長 | 渡 辺 一 正 君 |
| 中心市街地活性化推進課長 |   | 上 田 靖 之 君 | 中心市街地活性化推進課副課長 |   | 安 部 達 也 君 |

- (11) 報 告 宇部市公共交通協議会の開催状況について

都市政策部

|        |   |           |          |   |           |
|--------|---|-----------|----------|---|-----------|
| 部      | 長 | 磯 中 克 文 君 | 次        | 長 | 渡 辺 一 正 君 |
| 交通政策課長 |   | 新 原 英 宜 君 | 交通政策課副課長 |   | 和 田 裕 君   |

- (12) 報 告 第3次宇部市空家等対策計画（案）について

都市政策部

|        |   |           |          |   |           |
|--------|---|-----------|----------|---|-----------|
| 部      | 長 | 磯 中 克 文 君 | 次        | 長 | 渡 辺 一 正 君 |
| 住宅政策課長 |   | 上 原 学 君   | 住宅政策課副課長 |   | 渡 邊 哲 文 君 |

- (13) 議案第32号 宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例中一部改正の

件

都市政策部

|             |   |           |          |   |           |
|-------------|---|-----------|----------|---|-----------|
| 部           | 長 | 磯 中 克 文 君 | 次        | 長 | 渡 辺 一 正 君 |
| 都市計画課長      |   | 青 木 信 之 君 | 都市計画課副課長 |   | 安 達 洋 之 君 |
| 都市計画課都市計画係長 |   | 三 井 宏 之 君 | 建築指導課長   |   | 沖 永 靖 行 君 |
| 建築指導課副課長    |   | 中 尾 和 武 君 |          |   |           |

(14) 報 告 宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画（案）について

都市政策部

|             |   |           |          |   |           |
|-------------|---|-----------|----------|---|-----------|
| 部           | 長 | 磯 中 克 文 君 | 次        | 長 | 渡 辺 一 正 君 |
| 都市計画課長      |   | 青 木 信 之 君 | 都市計画課副課長 |   | 安 達 洋 之 君 |
| 都市計画課都市計画係長 |   | 三 井 宏 之 君 |          |   |           |

(15) 議案第 3 5 号 宇部市道路占用料徴収条例中一部改正の件

土木建設部

|          |   |           |          |   |           |
|----------|---|-----------|----------|---|-----------|
| 部        | 長 | 宗 野 行 展 君 | 次        | 長 | 國 司 哲 也 君 |
| 道路整備課長   |   | 中 村 伸 一 君 | 道路整備課副課長 |   | 田 中 祐 治 君 |
| 道路整備課副課長 |   | 小 林 千 晃 君 |          |   |           |

(16) 議案第 3 7 号 宇部市下水道条例中一部改正の件

土木建設部

|         |   |           |           |   |           |
|---------|---|-----------|-----------|---|-----------|
| 部       | 長 | 宗 野 行 展 君 | 次         | 長 | 國 司 哲 也 君 |
| 下水道整備課長 |   | 藤 田 重 治 君 | 下水道整備課副課長 |   | 田 丸 聡 君   |

(17) 議案第 3 6 号 地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

土木建設部

|            |   |           |           |   |           |
|------------|---|-----------|-----------|---|-----------|
| 部          | 長 | 宗 野 行 展 君 | 次         | 長 | 國 司 哲 也 君 |
| 下水道経営課長    |   | 若 崎 真 和 君 | 下水道経営課副課長 |   | 岡 本 浩 之 君 |
| 下水道経営課財政係長 |   | 山 根 純 子 君 |           |   |           |

水道局

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 次 | 長 | 濱 原 資 彦 君 |
|---|---|-----------|

交通局

|        |  |           |
|--------|--|-----------|
| 交通事業課長 |  | 古 谷 信 弘 君 |
|--------|--|-----------|

**8 事務局職員出席者**

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 書 | 記 | 真 鍋 幸 恵 君 |
|---|---|-----------|

**9 傍聴者** 1 名

**委員長（志賀 光法 君）** 皆さん、おはようございます。時間前ですけれども、おそろいですので始めさせていただきます。

ただいまから、産業建設委員会を開きます。

本日の審査は、お手元の日程（案）に従って進めたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてですが、現在はありませんが、今から傍聴の申出がありましたら許可したいと思います。また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能ですので、念のため申し添えます。

---

**委員長（志賀 光法 君）** それでは、まず、議案第 47 号市有地売却の件（宇部臨空頭脳パーク用地）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** 産業経済部です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 47 号市有地売却の件（宇部臨空頭脳パーク用地）について御説明申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

**執行部** それでは、議案第 47 号市有地売却の件（宇部臨空頭脳パーク用地）について、御説明いたします。

議案集 49 ページの議案第 47 号を御覧ください。

議案の内容としましては、宇部臨空頭脳パーク用地に工場の立地を予定する企業に対しまして、市有地の売却を行うものです。

議案の内容としましては、1、売却の目的としましては、産業団地への企業誘致。

次に、2、売却する土地の所在及び地目につきましては、宇部市大字西岐波字山田 1173 番 150、宅地。

次に、3、売却面積につきましては、1 万 7 01.82 平方メートル。

次に、4、売却金額につきましては、5,329 万 5,063 円。

次に、5、契約の方法につきましては、随意契約。

最後に、6、売却の相手方につきましては、東京都墨田区錦糸一丁目 7 番 7 号、SEMITE

C株式会社、代表取締役石塚大助となります。

また、議案集50ページの議案第47号の参考図を御覧ください。

参考図の色かけ部分が、SEMITEC株式会社に売却を予定している市有地になります。

次に、事前に配付しておりますSEMITEC株式会社の概要を御覧ください。

当該企業は、昭和33年に設立し、資本金7億7,302万円、東京証券取引所スタンダード市場への上場企業でございます。

事業内容としましては、温度、光、圧力など各種センサや電流デバイスなどの電子部品の開発製造を行っておられ、医療、自動車、OA機器などの分野におきまして、全世界で採用されております。生産拠点としましては、現在、日本には千葉工場がありまして、海外では、中国、インドなど5か国に工場を立地されております。

このたび、災害等におけるリスク分散及び生産能力増強のため、国内の千葉工場とは別に、新たに電子部品の製造拠点として、宇部臨空頭脳パークへの工場を立地されるものでございます。

次に、年間業績についてですが、過去3年間売上高は226億円から253億円で推移し、経常利益は38億円以上を確保しております。

主要な取引先については、御覧のとおり、大手企業が主な顧客のため、受注は安定しております。堅調な経営を維持されております。

次に、本市における進出計画については、現在、千葉工場でも製造されている電子部品のサーミスタと呼ばれる温度センサの製造が行われます。

建設着工は令和8年9月、操業開始は令和10年4月の予定でございます。

雇用人数につきましては、操業当初は11名を予定されておりまして、最終的には45名の雇用を予定されております。

御説明は、以上となります。

御審査をよろしくお願いいたします。

**委員長（志賀 光法 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。



議案第４７号市有地売却の件（宇部臨空頭脳パーク用地）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

委員長（志賀 光法 君） 次に、議案第３１号宇部市中央卸売市場業務条例及び宇部市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第３１号宇部市中央卸売市場業務条例及び宇部市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定の件について、御説明申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

執行部 卸売市場の石原です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第３１号宇部市中央卸売市場業務条例及び宇部市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定の件について、御説明いたします。

このたびの条例改正は、２つの法律、まず、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律。ちょっと長い法律名なのですが、国の資料などによりますと、通称名で、食料システム法という形で表記されております。これと卸売市場法。この２つの改正に伴って実施するものになります。

食料システム法改正の概要版のパンフレットの抜粋を参考資料としておりますが、卸売市場で取り扱う青果や果実、水産物等で、生産や製造から加工、配送などの過程を経て消費者へ販売されるという流通の流れの中で、各段階によって様々なコストが計上されて価格が形成されているわけですが、品目によっては販売までのコストが十分に考慮されずに安価な価格で取引が行われている場合があることから、供給に要するコストを考慮した価格形成を進め、食料の持続的な供給を実現させることを目指して、このたび、法律改正が行われました。

国において公表されることに合わせまして、卸売市場法において、先ほどの食料システム法の一部改正により規定されました指定飲食料品等、コスト指標、また努力義務、これらについて市場開設者による公表事項とすることが規定されたことから、このたび議案集の６５ページから６８ページにあります。宇部市中央卸売市場業務条例及び宇部市地方卸売市場業務条例に卸売市場法で規定された公表事項を追加するものになります。

以上のように、食料システム法の改正を受けて、指定飲食料品等の指定やコスト指標の作成、努力義務に対する指導・勧告等を行うのは国です。

市場開設者としては、規定された項目の公表に関することのみが責務となってまいります。

以上で、説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

**委員長（志賀 光法 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。荒川委員。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 今回の条例改正では、指定されたものの公表のみという説明であったのですが、法に基づいて何か規定があるわけですね。どういったものがあるかというの、具体的に分かりますか。

**執行部** 今は農林水産省で、米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳という、まだ小さくくりでしか発表がされていないのですが、今後は、具体的に、先ほど言いましたコスト指標をつくるための品目を個別に指定してくるような、今、段取りになっていると聞いています。青果のほうでは、ジャガイモ、タマネギ、キャベツを農林水産省は想定しているような話を聞いております。令和8年4月以降になりますので、まだはっきりとは、市には情報は下りてきていません。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 一般的なものというふうに考えていいのですか。特に何か特殊なものではなくて、通常扱う一般的なものというふうに捉えていいのですか。

**執行部** 今のところまだ農林水産省からの情報が法の条例の受皿をつくっておくということだけの指示しか出ていないものですから、具体的なものをほとんど国がまだ決めていない状態で、ちょっと分からないことが多過ぎて申し訳ないです。

**委員長（志賀 光法 君）** よろしいですか。

ほかにありませんか。岩村委員。

**委 員（岩村 誠 君）** 今後、今言われたそういう品目をインターネットその他の適切な方法により公表するということになると思うのですが、どのような公表の仕方を想定されていますか。

**執行部** 国で、まだ今コスト指標がどのように公表されるかというのも決まっておらず、国から、市は国が公表しているページにリンク先を貼るよう言われているため、市ウェブサイトで行うようには考えています。

**委 員（岩村 誠 君）** 今後それによって、特に多大なコストがかかるということは、別に想定はされていないのですか。

**執行部** そうですね。市ウェブサイトの中でリンク先をつくるということだけですので、通常のウェブサイト変更の工程と変わらないようになっております。

**委員長（志賀 光法 君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第31号宇部市中央卸売市場業務条例及び宇部市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

委員長（志賀 光法 君） 次に、議案第30号宇部市火入れに関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第30号宇部市火入れに関する条例中一部改正の件について、御説明申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

執行部 農林整備課の元井です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第30号宇部市火入れに関する条例中一部改正の件について御説明いたします。  
議案集63ページを御覧ください。

初めに、今回の改正対象となる火入れについて御説明します。

火入れとは、森林保護の規定に基づき、森林またはその周囲1キロメートル以内の土地において、土地の利用を目的として、流木や竹、雑草等を面的に焼却する行為を指します。

これは市町村長の許可が必要となる行為であり、許可の対象も、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除などに限定されています。

今回の条例改正は、宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例において、林野火災注意報及び林野火災警報の発令に関する規定が新設されたことに伴うものです。

具体的には、許可を受けた火入れであっても中止しなければならない要件として、従来の強風注意報、乾燥注意報及び火災警報に加え、新たに林野火災注意報及び林野火災警報などを追加するものです。

この見直しの背景には、令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災がありま

す。延焼範囲が3,370ヘクタールに及び甚大な被害をもたらしたこの火災を受け、消防庁は林野火災予防の実効性を高めることが必要であると判断し、火災予防条例（例）の一部改正を全国に通知しました。これにより全国的に火災予防条例の改正が進められました。

さらに、林野庁からも、火災予防条例が改正された際には、市町村の火入れに関する条例にその対応を明記するよう通達が出されています。

これらを受け、宇部市火入れに関する条例の一部を改正するものです。

施行日は、公布の日としています。

御説明は、以上となります。

御審査をよろしくお願いいたします。

**委員長（志賀 光法 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。河崎委員。

**委 員（河崎 運 君）** 今の林野火災注意報と林野火災警報の違いを説明いただけますか。

**執行部** 林野火災注意報は、宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例等施行規則第2条第2項で、「前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。」また、「前3日前の合計降水量が1ミリメートル以下で乾燥注意報が発表されたとき。」のいずれかに該当するものです。

林野火災警報は、1月から5月において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合に発せられるものです。

**委 員（河崎 運 君）** 今の1月から5月以外では、これは両方とも発生しないということでしょうか。

**執行部** ≪林野火災注意報は、雨量によってになりますので発令することはございます。≫  
（≪≫は50ページで訂正）

**委員長（志賀 光法 君）** いいですか。

**委 員（河崎 運 君）** はい。

**委員長（志賀 光法 君）** ほかにありませんか。岩村委員。

**委 員（岩村 誠 君）** この条例は、そもそも罰則はあるのですか。

**執行部** 宇部市ではありません。

**委 員（河崎 運 君）** 国ではあると聞いたのですが。

**執行部** 市の条例ではありませんけれども、消防法のほうでは罰則がございます。

**委員長（志賀 光法 君）** 消防署のですね。

**執行部** はい。

**委 員（河崎 運 君）** 内容を教えてください。

執行部　　すみません、たしか、罰金が３０万円と拘束があると聞いています。

委員（河崎　　運　君）　　分かる人いらっしゃいませんか。

執行部　　ちょっと消防法を確認させていただきます。

委員長（志賀　光法　君）　　担当ではないので詳しくは答えられないと思います。

一旦休憩しましょうか。いいですか。

執行部　　では、すみません、一旦休憩させてください。

委員長（志賀　光法　君）　　では、一旦、調査のため暫時休憩いたします。

—————　午前１０時２０分休憩　—————

—————　午前１０時２４分再開　—————

委員長（志賀　光法　君）　　それでは、産業建設委員会を再開します。

執行部　　きちんと確認をさせていただいて、産業建設委員会の最後にでも、また改めて御説明させていただければと思います。

委員長（志賀　光法　君）　　では、議案第３０号宇部市火入れに関する条例中一部改正の件についてはちょっと一旦保留ということで、審議保留ということにさせていただきます。

（４）宇部市農林水産業振興計画推進委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

（５）宇部市成長産業推進協議会の取組について、執行部から報告があった。

委員長（志賀　光法　君）　　執行部、どうぞ。

執行部　　議案第３０号宇部市火入れに関する条例中一部改正の件について、先ほどの罰則なのですけれども、林野火災警報が発令されたときに、火の使用制限に違反した者に対して３０万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

以上です。

委員長（志賀　光法　君）　　はい、ありがとうございます。いいですか。

議案第３０号宇部市火入れに関する条例中一部改正の件について、質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀　光法　君）　　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀　光法　君）　　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 30 号宇部市火入れに関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（志賀 光法 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

産業経済部の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

---

**委員長（志賀 光法 君）** 委員の皆さんに御提案します。

議案第 34 号宇部市都市公園条例中一部改正の件について観光スポーツ文化部等が出席予定であり、現在、文教民生委員会で審査中ということですので、議案第 33 号から進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。日程変更になりますけれども、お間違えのないようにお願いしたいと思います。

都市政策部が全て終わってから、議案第 34 号の審査に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

途中でまた変更があるかもしれませんので、その都度御報告させていただきまして、進めさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

---

**委員長（志賀 光法 君）** それでは次に、議案第 33 号宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** 皆さん、おはようございます。都市政策部です。よろしくお願いします。

それでは、議案第 33 号宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、建築工事の遅れによる供用開始の遅延に伴い、施行期日を変更するとともに、当該施設について見直しを行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** おはようございます。中心市街地活性化推進課の上田でございます。

それでは、議案第 33 号宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設条例中一部改正の件について御説明させていただきます。

事前に共有しています資料で御説明させていただきます。

資料の 2 ページを御覧ください。

条例改正の主な理由を 3 つ挙げておりますので御説明いたします。

1 つ目は、使用料の算定の見直しです。これは実施設計の完成に伴いまして、貸室の追加や面

積の増加等が生じたため、使用料を算出し直すものです。

2つ目が、②ですが、駐車場料金の割引制度の追加でございます。これは駐車場料金にしまして、利便性の向上と市の駐車場料金との整合を図るため、割引制度を追加するものです。

3つ目ですが、施行期日の変更となっております。これは既存施設の解体の遅れなどによりまして供用開始が遅延することとなったため、本条例の施行期日を変更するものです。

以上が主な改正理由となりますが、それぞれにつきまして、説明を詳細にさせていただきます。資料の3ページを御覧ください。

まず、貸室の追加と使用料金の変更について御説明いたします。

表の左側の貸室の列でございます。赤字で表記しています施設のうち、ミーティングルームの（大）と（小）、クリエイティブスペース、シャワー室が新たに追加された施設となっております。

また、多目的室につきましては、キッチンを利用するケースが追加となったことによりまして、2段での表記としております。

表の使用料金の部分を御覧ください。

例えば、多目的室ですと、全面利用であれば、現行が1,800円から改正後が1,400円となり、現行よりも安価となっております。これは実施設計の完了により、総貸出面積が当初想定よりも広がった結果、1平方メートル当たりの使用料の単価が低くなったことによるものです。

この使用料単価は、宇部市公共施設使用料の基準に基づき算出しており、施設の建設費や維持管理費などの施設コストを基礎として、貸出面積に応じて案分しています。そのため、貸出面積が広がるほど1平方メートル当たりの使用料単価は相対的に低くなり、この単価に貸室面積を乗じることで、貸室ごとの使用料を算出した結果、現行よりも安価となったものです。

次に、資料の4ページを御覧ください。

駐車場使用料割引の追加について御説明いたします。

上の表が現行の駐車場使用料になります。

このたびの改正は、2点の割引制度を設けるものとなっております。

1つ目は、施設利用者が施設内の割引ライターを通すことにより、1時間無料にするというものです。

2つ目は、市の事務または事業に関する用務で施設を利用する方について1時間を超える場合、サービス券により無料にするというものとなっております。

資料の5ページを御覧ください。

最後に、施行期日の変更について御説明いたします。

上段にありますように、現行では当初の供用開始を令和8年10月としていましたので、令和4年12月の条例の公布から起算しまして、3年10か月を超えない範囲において施行すること

としておりました。このたびの改正では、建築工事の遅れなどに伴い施設の供用開始が令和9年6月に遅延することとなったため、施行日自体を条例の公布日から起算して、4年6か月を超えない範囲に変更するものであります。

御説明は、以上となります。

御審査をよろしくお願いいたします。

**委員長（志賀 光法 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。山下委員。

**委 員（山下 則芳 君）** 公共施設の貸室料は、過去値上げをしていないということで、市民活動課をはじめ値上げの方向に動いていますよね。その辺で、これは逆に、今いろいろと理由を説明されましたけれども、現行から改正後が安くなると。その辺を考えて安くなるということですか。今後は値上げしていく方向なのに、これは結果的に値下げ方向なのですから、その辺はいかがですか。

**執行部** 見え方としては、値下げという形になっているのですが、この施設自体が条例を最初に策定した時点ではまだ施設ができていない、計画が出来上がったばかりであったため、施設の面積等も確定はしてない状況で使用料を決めていたという形でございます。それに対して、施設の広さ等が明らかに決まってきましたので、それで改めて計算し直すと、この料金になりますという形でやっておりますので、今回の場合は安くなったというよりは、新たにここで最終的に決めたというふうに見ていただいたほうがよろしいのかなと思っております。

**委 員（山下 則芳 君）** まだはっきり決まっていないのに、価格設定をしたこと自体が間違いではないですか。

**執行部** あくまでも条例を設定するというのが、事業者をDBOというシステムの下で呼び込んでくるのに当たって、やはりある程度公共の部分がこのように決まっているというのを示しておかないといけないという部分があったので、最初に設定をして行っているという状況でございます。

**委 員（山下 則芳 君）** 分かりました。ありがとうございました。

**委員長（志賀 光法 君）** ほかにありませんか。岩村委員。

**委 員（岩村 誠 君）** 今、事業者との話がありましたけれども、それであれば、事業者のほうから、いやいや話が違うよということは別にはないのですか。事業者との確認というか、特に問題ないとなっているのでしょうか。

**執行部** この使用料につきましては、市に収入として得るものになっておりますので、現在事業者からこれでは駄目だとか、そういった御意見はないです。

**委員長（志賀 光法 君）** ほかにありませんか。甲谷副委員長。



副委員長（甲谷 理温 君） 駐車場の件でございますが、にぎわい交流拠点施設の駐車場がこのようなルールで、ほぼ市役所と同じということなので、あとは距離も近いので、行き来する方にとって、カードライターの共通になるのかどうか今後の見通しなどが分かれば教えてください。

執行部 駐車場のカードライターの機器等について、共通になるのかどうかというのが最終的にはまだ確定していない状況でございます。共通になった場合に、割引等も共通にできるかというところがございますが、今現時点でまず、ときわスクエア施設自体の収入というのが、基本的には駐車場の料金がメインの収入源になってまいります。そのため、今の段階で事業者とは、市役所と共通にしない方向で進めていってはどうかという話で進めています。ちょっと最終的にはまた変わる可能性があるかと思いますが、今の時点ではそういう形で考えております。

副委員長（甲谷 理温 君） そうなると、市役所に車をとめてにぎわい交流拠点施設に行くパターンが増えるのかなとか、いろいろなことも考えられるので、要検討していただければなど。

できれば利用者の立場からいくと共通だろうと多分思うので、事業者が違っても市民の皆さんからすると市の建物という認識で来られると思うので、そこも配慮していただけるとうれしなと思っております。

副委員長（甲谷 理温 君） 志賀委員長。

委員長（志賀 光法 君） すみません。私も今の件なのですけれども、今、市民交流棟ができて非常に利用者が多いのですけれども、会議室は基本的に日中は市役所が優先利用すること、なかなか多目的室も利用できないということで、また、いろいろな利用に際して制限がある。恐らくにぎわい交流拠点施設ができた場合は、会議室等の利用が多いのではないかと思いますので、今、基本的な考えとして、本施設は駐車場利用の収入が主な収入源ということで、共通にはできないと言われましたけれども、できたらしていただきたい。

サービス券と言いますか、利用券も駐車券もできたら共通で使えるようにするほうがより市民サービスとして、また個々自体の利用率も上がるのではないかと思いますので、もう一度再考していただきたい。これを要望させていただきます。もう答弁されましたので、要望とさせていただきます。よろしくお願いします。

副委員長（甲谷 理温 君） よろしいですね、はい。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 33 号宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（志賀 光法 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（志賀 光法 君）** 次に、議案第 41 号常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業施設整備変更契約締結の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第 41 号常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業施設整備変更契約締結の件について、御説明申し上げます。

これは、令和 5 年 6 月市議会定例会において議決されました議案第 58 号について、変更契約を締結することについて、条例の規定により市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、議案第 41 号常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業施設整備変更契約締結の件について、御説明させていただきます。

議案集の 131 ページを御覧ください。

令和 7 年 12 月議会にて御説明しましたとおり、変更請負金額が 38 億 900 万 5,000 円となります。

事業名につきましては、常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業。

事業場所は、宇部市常盤町一丁目地内。

事業の概要は、宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設の設計、建設及び工事監理業務です。

契約の相手方は、安成・大旗・さくら・巽・合人社エンジ共同企業体で、代表者は下関市綾羅木新町三丁目 7 番 1 号、株式会社安成工務店で代表取締役安成信次となっております。そのほか、広島市中区大手町三丁目 8 番 24 号、大旗連合建築設計株式会社、代表取締役大旗祥、宇部市東小串一丁目 1 番 20 号、さくら設計株式会社、代表取締役古松洋一、光市光ケ丘 5 番 1 号、株式会社巽設計コンサルタント、代表取締役光井謙二、広島市中区袋町 4 番 31 号、合人社エンジニアリング株式会社、代表取締役福原祥二です。

変更の理由につきましては、賃金水準及び物価水準の変動に伴う全体スライド条項の適用等により、施設整備請負金額を増額変更するものとなっております。

御説明は、以上となります。

御審査をよろしくお願いいたします。

**委員長（志賀 光法 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。吉松委員。

**委 員（吉松 剛 君）** 今回の変更の理由というのは理解できるのですが、今後またこういった理由が発生した場合は、またもう無制限にというか、ずっと増え続けるということでもいいのですか。

**執行部** この全体スライドという条項なのでありますが、一度契約を増額変更等しましたら、次が12か月後、1年後にもう一度変更することができるというふうになります。ただし、その時点で残っている工事のお金に対してという形になりますので、恐らく1年後、これが昨年9月に申請がありましたものですから、今年の9月の時点で工事が残っているものについては、物価が高騰していれば、その分当然変更の権利はあるという形になりますが、変更の額自体は残りの金額が少なくなっていますので、恐らく今回のような大幅な増額というのはないと思われます。

**委員長（志賀 光法 君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第41号常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業施設整備変更契約締結の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（志賀 光法 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（志賀 光法 君）** 次に、議案第42号宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設に係る指定管理者の指定の変更の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第42号宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設に係る指定管理者の指定の変更の件について、御説明申し上げます。

これは、令和5年6月市議会定例会において議決されました議案第59号に関し、指定管理者

の指定期間を変更することについて、地方自治法の規定により市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、議案第４２号宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設に係る指定管理者の指定の変更の件について、御説明させていただきます。

議案集の１３３ページを御覧ください。

変更の内容は、指定する期間を変更するもので、当初、令和８年８月１日から令和２８年３月３１日までだったものにつきまして、令和９年４月１日から令和２８年１１月３０日までとするものです。

変更の理由は、宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設の建築工事の遅れによる供用開始の遅延に伴い、当該施設の指定管理者の指定する期間を変更する必要があるためとなっております。

御説明は、以上となります。

御審査をよろしくお願いいたします。

**委員長（志賀 光法 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第４２号宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設に係る指定管理者の指定の変更の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（志賀 光法 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

（１０）宇部市常盤通りウオーカブル推進協議会の開催状況について、執行部から報告があった。

---

**委員長（志賀 光法 君）** それでは、先に進めていました議案第３４号に移りたいと思います。

皆さん資料の用意をお願いいたします。

次に、議案第34号宇部市都市公園条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、順位の6番になります。議案第34号宇部市都市公園条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、都市公園使用料を改定するとともに所要の整備を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** 公園緑地課の青山です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第34号宇部市都市公園条例中一部改正の件について御説明いたします。

議案集の89ページを御覧ください。

改正の理由については、都市公園の占用料及び施設使用料について受益者負担の適正化を図るため見直しを行うものです。説明については事前に共有しております資料①を御覧ください。

1の都市公園の占用については、申請物件の種別や金額が道路占用と異なっていたことから道路占用と合わせることで行政サービスの統一を図るものです。主な改定点は電柱類や埋設された管類の区分の細分化のほか、ポストや交番など工作物や建築物の区分の見直しを行い、料金についても道路占用料と同額にしたものです。占用料改定の施行日は、道路占用料の改定に合わせ、令和8年4月1日です。

続きまして、2の有料公園施設の使用料の見直しについては、議案集92ページを御覧ください。常盤公園、中央街区公園の有料公園施設の使用料を宇部市公共施設使用料の基準に基づき増額を行うもので、公共施設使用料の見直しについては、令和7年10月17日に全員協議会で説明を行った内容と変更がないことから、説明は割愛いたします。有料公園施設使用料の改定の施行日は、令和8年10月1日です。

説明は、以上となります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

**委員長（志賀 光法 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 3 4 号宇部市都市公園条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

委員長（志賀 光法 君） 先ほどの議案第 3 0 号宇部市火入れに関する条例中一部改正の件について、答弁を訂正したいという申出がありましたけれども、それは一番最後に回しますのでお願いいたします。

---

（ 1 1 ）宇部市公共交通協議会の開催状況について、執行部から報告があった。

---

（ 1 2 ）第 3 次宇部市空家等対策計画（案）について、執行部から報告があった。

---

委員長（志賀 光法 君） お諮りいたします。

お昼を過ぎましたので、部の途中ですけれども、暫時休憩したいと思います。

再開は 1 時からとしたいと思います。よろしくお願いします。

————— 午後 0 時 8 分 休 憩 —————

---

————— 午後 0 時 5 7 分 再 開 —————

委員長（志賀 光法 君） 皆さん、お疲れさまです。

それでは、産業建設委員会を再開します。

次に、議案第 3 2 号宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第 3 2 号宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例中一部改正の件について御説明を申し上げます。

これは、駐車場法施行令の一部改正などを踏まえ、所要の整備を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いします。

執行部 都市計画課の青木と申します。よろしくお願いいたします。

本条例改正の該当箇所は、議案集の 6 9 ページから 8 0 ページとなります。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

議案第 3 2 号宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例中一部改正の件として、PDF データを配付しておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、資料を用いて説明させていただきます。

なお、右下にページ番号を記載しており、説明の際に適宜御案内いたしますので、御参照ください。

それでは、御説明いたします。

資料の２ページを御覧ください。

本条例は、主に商業地域や近隣商業地域、その周辺の地域において一定規模以上の建物を新築または増築する際に、路上駐車防止や道路交通の円滑化を目的として、一定台数の駐車場の設置を義務づけるものです。このたびは駐車場法施行令の一部改正を踏まえ、駐車施設の附置に係る取扱いとその他所要の改正を行うものです。

資料の３ページを御覧ください。

改正内容について御説明いたします。

１点目といたしまして、令和７年３月の駐車場法施行令改正に伴い、自動車の駐車需要を多く生じさせる用途である特定用途に、マンションなどの共同住宅が新たに位置づけられました。これにより令和８年４月１日の施行日からは共同住宅に対し、駐車場設置台数の増加となる算出基準や荷さばきスペースの設置を課することが可能となります。これは高層住宅の配送需要の拡大に伴う荷さばきスペース不足から、路上駐車が増加するなど交通課題が生じている状況を背景とするものですが、本市では高層住宅の建設が少なく、違法駐車が増加も見受けられないため、共同住宅を特定用途に含めない現行の取扱いを維持するよう条例を改正するものです。

資料の４ページを御覧ください。

２点目としまして、附置義務駐車施設の規模の見直しを行うものです。これまで駐車マスの規格を普通車の規格である一律２．５メートル掛ける６メートルと定めていましたが、国の示す標準駐車場条例や本市の車両保有状況を踏まえ、義務づける駐車マスの規格と割合を見直すものです。具体的には、小型車の規格２．３メートル掛ける５メートルを標準とし、普通車の規格２．５メートル掛ける６メートルを３割、車椅子使用車用を２％とするものです。

なお、施行年月日は、令和８年４月１日を予定しております。

また、経過措置として、本条例の施行時に新築・増築または用途変更の工事中の建築物に設置される駐車施設については、本条例による改正後の規定にかかわらず、従前の例によることとします。

御説明は、以上となります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

**委員長（志賀 光法 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 3 2 号宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（志賀 光法 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

（ 1 4 ）宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画（案）について、執行部から報告があった。

---

**委員長（志賀 光法 君）** 次に、議案第 3 5 号宇部市道路占用料徴収条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、土木建設部、議案第 3 5 号、順位で言うと 1 5 番です。議案第 3 5 号宇部市道路占用料徴収条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは道路法施行令の一部改正を踏まえ、所要の整備を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、説明します。

議案集は 1 0 7 ページからになります。

まず、前提として、道路法第 3 9 条において、「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。」とされており、本市では道路法施行令に定められている占用料を引用し、宇部市道路占用料徴収条例において占用料を定めております。

このたび令和 6 年度の固定資産税評価額の評価替えや、地価に対する賃料の水準の動向等を踏まえ、国により令和 8 年 4 月 1 日付で道路法施行令に定められる占用料の見直しが行われることから、本市もこの動きに併せて道路占用料の改定を行うものでございます。

また、この改定に併せ、自動運行補助施設の占用料を新たに追加します。自動運行補助施設とは、自動運行者の安全を図るため、道路インフラ側から位置の補正などを補助する施設でござい



ます。令和２年１１月２５日に施行された改正道路法において、これらの施設についても鉄道や軌道と同様に占有を認められていることから、このたびの改定に併せて新たに占有料を規定するものでございます。

以上で、説明を終わります。

御審査のほどよろしく申し上げます。

**委員長（志賀 光法 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第３５号宇部市道路占有料徴収条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（志賀 光法 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（志賀 光法 君）** 次に、議案第３７号宇部市下水道条例中一部改正の件を議題いたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第３７号宇部市下水道条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは受益者負担の適正化を図るため、排水設備指定工事店の指定及び指定の更新の申請に対する審査手数料を見直すものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、議案第３７号宇部市下水道条例中一部改正の件について御説明いたします。

議案集の１２３ページを御覧ください。

このたびの改正は、排水設備指定工事店の新規及び更新の申請に対する審査手数料を見直すものです。改正に至った背景としましては、本市の行政改革推進において、全庁的に使用料・手数料について検証することになっており、これに基づき、排水設備指定工事店の審査手数料を検証

したところ、受益者負担の適正化を図るため、見直しを行うものであります。

改正の内容につきましては、条例第6条第6項第1号の新規の申請に対する審査手数料が「1万円」から「1万5,000円」へ、同条同項第2号の更新の申請に対する審査手数料が「5,000円」から「7,500円」へ、それぞれ増額するものです。

施行日は、周知期間を考慮し、令和8年10月1日としています。

御説明は、以上となります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

**委員長（志賀 光法 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。岩村委員。

**委 員（岩村 誠 君）** 理由が受益者負担の公平……これは受益者とは、すみません、誰を指すのですか。

**執行部** 受益者につきましては、これは排水設備の指定工事店ということになります。

**委 員（岩村 誠 君）** 今まで新旧でいくと1万円だったものが1万5,000円、5,000円だったものが7,500円になると。その排水設備の工事店さんが、どこに対してというか、受益者がここだとして、何かほかに比べるところがあるということですか。

**執行部** もう一度ちょっとお願いしたいのですけれども、比べるところというのはどのようなことでしょうか。

**委 員（岩村 誠 君）** 今、1万円から1万5,000円にと、5,000円から7,500円にと。受益者の負担が1万円では少し少ないということで1万5,000円に上げる。5,000円では少ない。もっと上げなければいけない。7,500円。では、この金額の根拠というのはどうなっていますか。

**執行部** 見直した金額の根拠について御説明いたします。事務手続1件当たりに係る時間からコストを算出したものと、行財政改善委員会の報告書で示された50%増を勘案して決めています。具体的には、新規申請につきましては、1件に係る事務手続の時間からコストを算出した結果、1件につき230分かかるということで、単価72円を掛けまして1万6,560円。同様に更新申請につきましては、時間が160分かかる、単価が72円ということで1万1,520円と算出しております。

**委 員（岩村 誠 君）** 分かりました。

**委員長（志賀 光法 君）** ほかにありませんか。荒川委員。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 他市との比較だけちょっと教えていただけますか。

**執行部** 県内他市13市の状況について御説明いたします。

まず、新規申請につきましては、下関市が一番高く3万円となっています。次に、長門市の2

万円。その他の市につきましては、1万円、5,000円となっています。更新申請につきましては、下関市と美祢市が一番高く1万円となっております。その他の市につきましては、5,000円、3,000円となっています。

**委員長（志賀 光法 君）** よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第37号宇部市下水道条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（志賀 光法 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（志賀 光法 君）** 次に、議案第36号地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第36号地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

これは地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の規定を改正する必要があるため、関係条例の整理に関する条例を制定するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、議案第36号地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について御説明いたします。

これは、宇部市下水道事業等の設置等に関する条例、宇部市水道事業の設置等に関する条例及び宇部市交通事業の設置等に関する条例について、条文中に用いている地方公営企業法第34条において準用する地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれが生じたことから、関係条例の整理に関する条例を制定するものです。

説明は、以上となります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

**委員長（志賀 光法 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（志賀 光法 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第36号地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（志賀 光法 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

土木建設部の皆様、お疲れさまでした。

---

**委員長（志賀 光法 君）** それでは、先ほどの議案第30号宇部市火入れに関する条例中一部改正の件について、答弁の訂正があるとの報告がありましたので、発言を求めます。

**執行部** 議案第30号宇部市火入れに関する条例中一部改正の件で、河崎委員から、林野火災注意報、林野火災警報の発令時期の質問に対しまして、林野火災注意報は時期を定めない旨の発言をしましたがけれども、林野火災注意報、林野火災警報とも発令対象時期は、毎年1月1日から5月30日までとなります。——すみません。5月31日までとなります。おわびして訂正させていただきます。

**委員長（志賀 光法 君）** 今、答弁の訂正がありましたが、質疑はありませんか。河崎委員。

**委員（河崎 運 君）** 5月30日までですか。

**執行部** 5月31日です。

**委員（河崎 運 君）** 5月31日ですね。はい。

**委員長（志賀 光法 君）** 答弁の訂正がありましたので、改めて採決いたします。

議案第30号宇部市火入れに関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（志賀 光法 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お疲れさまでした。

---

委員長（志賀 光法 君） 以上で、本委員会に付託されました議案の審査等は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

---

委員長（志賀 光法 君） 以上で、産業建設委員会を散会します。

————— 午後 1 時 2 5 分散会 —————

---

令和 8 年 3 月 1 0 日

産業建設委員会委員長 志 賀 光 法